

お知らせ

軽自動車税（種別割）の納期の変更について

下川町では、賦課期日（4月1日）における軽自動車の取得・廃車などの状況を確認し、より適正な課税を図るため、令和4年度から軽自動車税（種別割）の納期を変更します。

○軽自動車税の納期限

【変更前】 4月30日
【変更後】 5月31日
（納期限が「土曜日・日曜日」の場合は、その翌日が納期限となります）

○軽自動車税の納税通知書（納付書）の送付時期

【変更前】 4月中旬
【変更後】 5月中旬

○賦課期日

軽自動車税の賦課期日（軽自動車税（種別割）の課税の基準日）は4月1日です。毎年4月1日現在で登録されている軽

自動車の所有者に対して軽自動車税（種別割）が課税されます。

○軽自動車税納税証明書（継続検査用）の有効期限

令和3年度の軽自動車税納税証明書（継続検査用）の有効期限は令和4年5月1日と記載されておりませんが、納期限の変更に伴い、令和4年5月30日までに読み替えて車検等に使用できます。

○身体障がい者等の軽自動車税の減免

軽自動車税減免申請についても申請時期が納期限の1週間前までとなります。新たに申請が必要なる人、毎年継続して申請している人は、期限までに申請をお願いいたします。

なお、令和3年度に減免申請している人については、令和4年度の減免申請に関する書類を納税通知書と一緒に送付いたします。

■お問い合わせ

税務住民課

電話 4-2511

内線 115

☆ 4-251103

お知らせ

生活・仕事相談をお受けします

生活や仕事などに関する悩みごと、困りごとなどについてご相談ください。【要事前予約】

■開催日時

2月8日（火）
3月8日（火）
①午前10時～10時50分
②11時～11時50分
の2回

■開催場所

総合福祉センター「ハピネス」

■申込期限

開催日前日の午後3時までに電話、FAX、メールで予約してください。

■相談料

無料

■相談先・実施主体

自立相談支援事業所「かみかわ生活あんしんセンター」

〒078-8231

旭川市豊岡1条2丁目1-16

☎ 0166-38-8800
FAX 0166-33-0021

メール
anshin@kamikawa19.hokkaido.jp

■その他

相談開始時間確認等のため、センターから電話連絡することがあります。

お知らせ

石綿による疾病の補償・救済について

中皮腫や肺がんなどを発症し、それが労働者として石綿ばく露作業に従事していたことが原因で

あると認められた場合には、労働者災害補償保険法に基づく各種保険給付や石綿による健康被害の救済に関する法律に基づく特別遺族給付金が支給されます。

石綿による疾病委は、石綿を吸ってから非常に長い年月を経て発症することが大きな特徴です。中皮腫などでお亡くなりになられた方が過去に石綿業務に従事されていた場合には、労災保険給付等の支給対象となる可能性がありますので、最寄りの労働基準監督署又は都道府県労働局にご相談ください。

■お問い合わせ

名寄労働基準監督署

☎ 01654-2-3186

北海道労働局労働基準部

労災補償課

☎ 011-709-2311
内線 3590